

組織合併時等における属性型・地域型JPドメイン名の 1組織1ドメイン名制限緩和について

2011年9月6日(火)
株式会社日本レジストリサービス

目次

1. JPDメイン名の特徴と課題
2. 組織合併時等における属性型・地域型JPDメイン名の1組織1ドメイン名制限緩和に関する論点

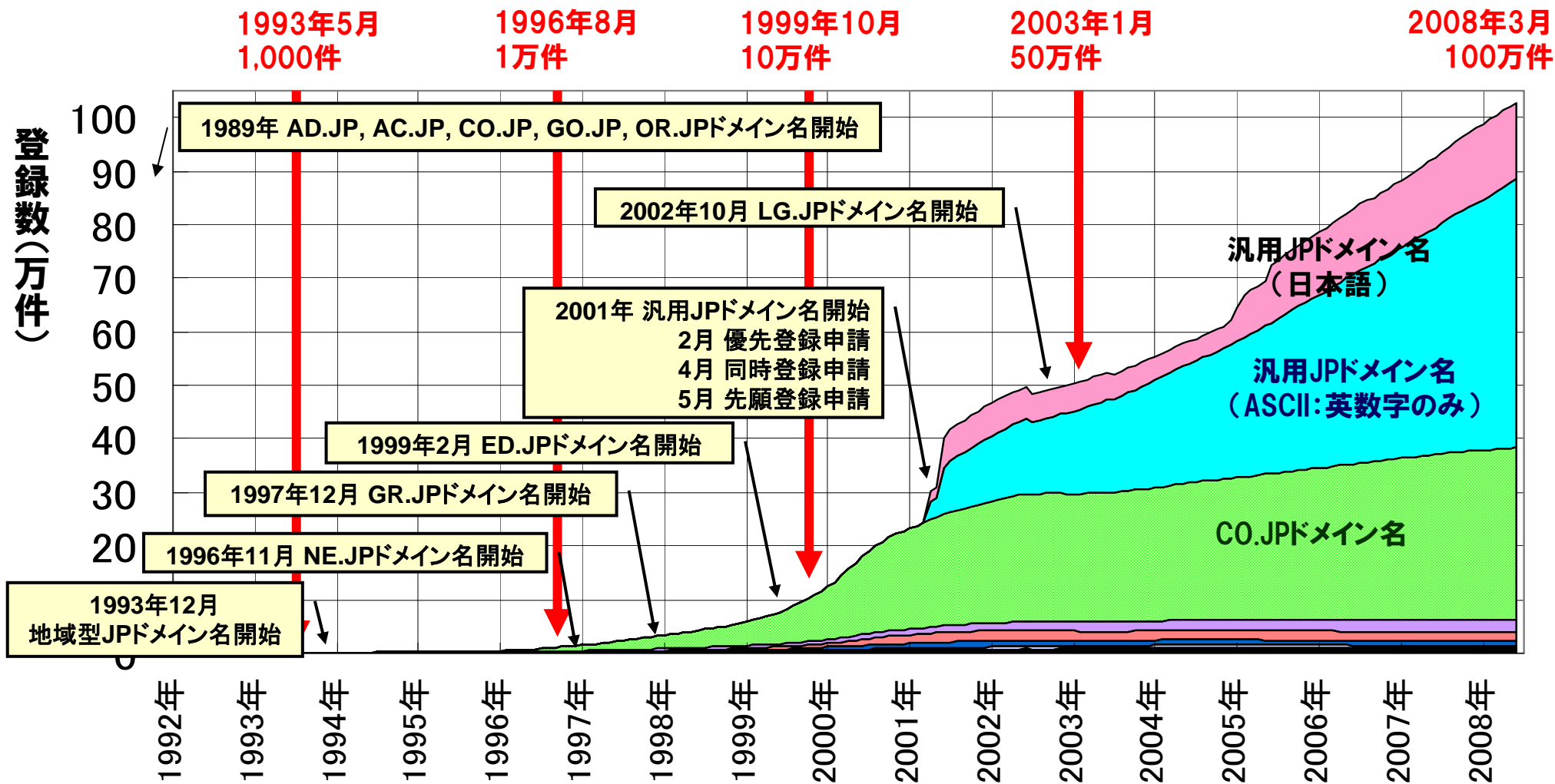
JPドメイン名の特徴と課題

JPドメイン名の種類

- 属性型・地域型JPドメイン名
 - 組織の種別(会社、大学、政府、地域など)ごとに定義
 - 1つの組織は1つだけ登録可能
 - 属性型JPドメイン名 (例) jprs.co.jp
 - 地域型JPドメイン名 (例) example.chiyoda.tokyo.jp

- 汎用JPドメイン名
 - 組織でも個人でも登録可能
 - 同一組織・個人がいくつでも登録可能
 - 日本語のドメイン名も登録可能
 - 汎用JPドメイン名 (例) jprs.jp
 - 日本語.jp

JPDメイン名空間創設の経緯



JPDメイン名の特徴

- 属性型・地域型と汎用の並存
 - 適切に使い分けられている
 - 企業情報はco.jpドメイン名で提供
 - ブランドやサービスを訴求するWebサイトに汎用JPDメイン名を活用
 - 現在使われている属性型の種類も現時点では問題ない
 - 地域型は再構築予定
 - 2010年12月28日、JPDメイン名諮問委員会より答申
- ローカルプレゼンス (=国内住所要件)
 - 悪意あるドメイン名登録を抑止し、安全性・信頼性に寄与している
- 1組織1ドメイン名(属性型・地域型のみ)
 - 悪意あるドメイン名登録を抑止し、安全性・信頼性に寄与している
 - しかし、組織合併や社名変更等によりドメイン名を手放すと困る登録者/利用者が居る
 - そのドメイン名でのサービスを続けたい
 - 手放したドメイン名が他者に登録されフィッシング等に利用される可能性がある

1組織1ドメイン名の原則について (1)

- 2006年の諮問「属性型・地域型JPドメイン名での組織合併時における1組織1ドメイン名の原則の適用について」に対するJPドメイン名諮問委員会の答申内容

- 安全性・信頼性を維持するため、1組織1ドメイン名の原則は維持すべき
- ただし、組織合併時・社名変更時は併用を認めるべき
 - 合併、社名変更等の事実が公的書類等で確認できるものに限る
 - 個別の事例ごとに検討し、必要な併用期間 (数年)を定める
 - インターネット利用者の混乱を防ぐため、ドメイン名登録者は、ドメイン名が使えなくなることに関し十分な周知を行うべき
- 1組織1ドメイン名の原則を含め、JPドメイン名の制度・規則も、社会の要請に適合していくことが必要

1組織1ドメイン名の原則について (2)

- 答申に従い、JPRSは、JPドメイン名の安全性・信頼性維持を目指し、組織合併・社名変更に対応
 - － 公的書類等で、合併、社名変更等の事実を確認
 - － 個別の事象ごとに検討し、必要な併用期間を定める
 - － ドメイン名登録者に、ドメイン名が使えなくなることに関し十分な周知を行うよう要請
- しかし、上記をもってしても、次の問題が存在することが明らかとなってきた
 - ① 周知だけでは解決しない問題がある
 - 例1: 過去の出版物やウェブサイト等に旧ドメイン名の記載が残っている
 - 例2: 大学の論文の参照先として旧ドメイン名の記載が残っている
 - 例3: インターネット上のシステム連携において、接続先として旧ドメイン名が設定されている
 - ② 廃止後のドメイン名は登録資格を満たせば誰でも登録可能
 - サイバースクワッティングの可能性のあるケース: 判明しているだけで22件
- 結果として「安全性・信頼性」の維持が難しい状況になりつつある

①周知だけでは解決しない問題

1. 過去の出版物等に旧ドメイン名の記載が残っている
 - ASCII.CO.JP(株式会社アスキー) → ASCII.MW.CO.JP(株式会社アスキー・メディアワークス)
 - 合併に伴うドメイン名変更
 - 円滑な移行を実施する為に「ウェブサイトや紙媒体での新ドメインの告知」「リダイレクト設定」「検索エンジン対策」等を行ってきたが、以下のような状態
 - 合併前に刊行された旧社名での書籍(記載のドメインも旧ドメイン名)が多く流通
 - 検索エンジンでも旧ドメイン名が表示されることもある
2. 大学の論文の参照先として旧ドメイン名の記載が残っている
 - FUKUI-U.AC.JP(福井大学)、FUKUI-MED.AC.JP(福井医科大学)
 - 合併(大学の統合)に伴う1組織複数ドメイン名
 - 著者のメールアドレスを論文に掲載しているため継続して利用したい
3. インターネット上のシステム連携において、接続先として旧ドメイン名が設定されている
 - DLJDIRECT-SFG.CO.JP(ディーエルジェイディレクト・エスエフジー証券株式会社) → RAKUTEN-SEC.CO.JP(楽天証券株式会社)
 - 社名変更に伴うドメイン名変更
 - 古い顧客向けソフトウェアに旧ドメイン名が埋め込まれている

②廃止後のドメイン名は登録資格を満たせば誰でも登録可能であることに伴う問題

- 組織合併や社名変更後、廃止されたドメイン名を他社が登録
 - － 特に、以下の組織が登録していたドメイン名については、サイバースクワッティングの可能性のあるケースが複数報告されている
 - 金融機関(銀行、信用金庫、証券会社など)
 - 通信会社
- 他社に登録されることを防ぐため、無理のある方法で旧ドメイン名の廃止を回避
 - － 関連会社に旧ドメイン名を移転し、登録状態を維持
 - この場合、旧ドメイン名の移転を受けた関連会社は自社で利用するためのco.jpドメイン名を登録することが出来ない
 - 旧ドメイン名を維持するためだけに関連会社を設立する場合も

組織合併時等における属性型・地域型JPドメイン名の1組織1ドメイン名制限緩和に関する論点

論点

1. それぞれ既に属性型・地域型JPドメイン名を登録していた組織同士の合併の際、合併後の組織が引き続き複数のドメイン名を登録し続けることの是非について。
2. 複数の属性型・地域型JPドメイン名の登録を認める場合、その対象事象はどうすべきか。
3. 複数の属性型・地域型JPドメイン名の登録を認める場合、その期間と内容はどのようにすべきか。
4. 合併等の際に複数の属性型・地域型JPドメイン名の登録を認めるとした場合、その手続きが悪用されないための措置の必要性。

論点1: 合併後の組織が引き続き複数のドメイン名を登録し続けることの是非 (1)

- 強まっている傾向
 - － 人間生活のインターネット依存度の高まり
 - ドメイン名とドメイン名が表す対象との結びつきが強固になってきている
 - － 結びつきの対象が量的/質的に拡大
 - － 時間を隔てた結びつきも拡大
 - － 企業等の組織は、過去の組織名やサービス名・ブランド名は知的財産として使用/保護すべき対象として認識
 - 組織名/サービス名/ブランド名と関連付けられたドメイン名も同様
- 上記を考慮した、下記問題の解決の必要性
 - － 組織同士の合併、組織名変更の際にドメイン名を廃止することにより生じる混乱や悪意を持ったドメイン名登録
 - ドメイン名廃止の周知だけでは解決しないもの
 - 廃止後のドメイン名は登録資格を満たせば誰でも登録可能であることに伴うもの

論点1: 合併後の組織が引き続き複数のドメイン名を登録し続けることの是非 (2)

問題解決策の案

	対策の内容	悪意あるドメイン名登録抑止	インターネット資源の有効利用	ルールが単純明快
案1	1組織1ドメイン名の制限を緩和し、特定の場合には複数ドメイン名の登録を認める	△～○	△～○	△
案2	廃止されたドメイン名は誰も登録できないようにする	○	×	○

論点2: 複数の属性型・地域型JPドメイン名の登録を認める場合の対象事象

対象事象	事実記載書類	判断方法
組織合併	登記簿等	登記簿(誰でも入手可能)等にて、組織合併の事実が記載されているかで判断
社名変更	登記簿等	登記簿(誰でも入手可能)等にて、社名変更の事実が記載されているかで判断
営業譲渡	当事者同士の契約	<p>営業譲渡に関わる契約書をJPRSが当事者から入手し、例えば以下の情報により判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主総会の特別決議を得ることが停止条件となっているか ・譲渡対象である資産/負債の移転および継承に関する事項が含まれているか <p>...等</p>

⇒ どの事象まで認めるのが適切か？

論点3: 複数の属性型・地域型JPドメイン名の登録を認める場合の期間と内容

	メリット	デメリット
案1: 永続的に認める	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者を危険性から保護し、混乱を防止できる ・単純明快なルール実装が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・局所的な不公平が発生する
案2: 一定期間認める	<ul style="list-style-type: none"> ・不公平さを移行時の時限的なものに抑えることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の混乱や危険を抑止することはできない ・個々のケースでの「適切な期間」の設定が困難

論点4: 複数登録の手続きが悪用されないための措置の必要性

- 複数登録の手続きが悪用される可能性があるケース
 - － 子会社/関連会社を設立してドメイン名を登録した後、親会社の子会社/関連会社を吸収合併し、複数ドメイン名を登録
 - － 社名変更を繰り返し、変更した社名ごとにドメイン名を登録し、複数ドメイン名を登録
- ⇒ 悪用されないための措置の要否
- － 案1: 不要
 - － 案2: 何らかの制約を設ける
 - 一定期間(例: 1年以上)登録されているドメイン名のみを対象とする
 - 複数登録できる件数の上限を設ける 等

	メリット	デメリット
案1	・単純明快なルール実装が可能	・面倒ではあるが、悪意がある者が複数ドメイン名を登録することは可能
案2	・手続きの悪用を抑止できる	・制約内容によっては、単純明快なルールにならない可能性がある